

「韓国の重大災害処罰法に関する 日本本社の留意事項」

(2023年1月)

【報告書の利用についての注意・免責事項】

本ミニレポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所が現地法律事務所（金&張法律事務所）に作成委託し、2022年11月に入手した情報に基づき作成したものです。掲載した情報は作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。本ミニレポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、提供した情報の正確性、完全性、目的適合性、最新性及びサービスの有用性の確認は、申込者の責任と判断で行うものとし、ジェトロは一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび金&張法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

作成および問い合わせ先

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開支援課

E-mail : BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ソウル事務所

E-mail : KOS@jetro.go.jp

2022年3月付のジェトロ調査レポート「韓国における中小企業の重大災害処罰法対応」では、重大災害処罰法の概要に加え、日本企業の韓国現地法人（韓国子会社）における同法対応の要点を解説しました。本稿においては、日本本社または韓国に拠点を有しない日本企業が重大災害処罰法の対象になる可能性と留意事項について解説します。

Q. 韓国に拠点を有しない日本企業も重大災害処罰法の対象になるか？

A. 2022年3月付の前記レポートにも記載のとおり、「重大産業災害」と「重大市民災害」を区別して検討する必要があります。

- まず、「産業災害」は日本でいう「労働災害（労災）」に相当する概念であるところ、韓国に拠点を有しない外国企業が韓国国内で勤労者を雇用することは通常あり得ないため、韓国に拠点を有しない日本企業が「重大産業災害」の対象となる事例はあまり想定できません。なお、重大災害処罰法は、必ずしも直接雇用する勤労者でなくとも、製造やサービス等の業務を第三者に委託する際に、委託者が「施設、装備、場所に対し実質的に支配・運営・管理する責任がある場合」には、これに関して受託者の従業員等に生じた一定の重大災害も「重大産業災害」として委託者の責任となり得ると規定していますが（重大災害処罰法第5条）、外国企業が韓国企業に製造等の業務を委託する際に、韓国内に所在する「施設、装備、場所」を外国企業が「実質的に支配・運営・管理する」といった事例もあまり想定できないため、「重大産業災害」のリスクは韓国に拠点を有しない日本企業にとって現実的なものとはいえません。
- 他方、「重大市民災害」に関しては注意が必要です。これは「特定の原料または製造物、公衆利用施設または公衆交通手段の設計、製造、設置、管理上の欠陥を原因として発生した」一定の重大災害を意味するもので、被害者は業務に従事する者に

限定されず、広く第三者を含みます。従って、例えば有害化学物質等の危険な原料または製造物を韓国において販売し流通させる外国企業の場合、その「設計、製造、設置、管理上の欠陥」が原因で、危険物質が流出し、市中の第三者に重大な被害を引き起こすことは十分にあり得ますので、韓国に拠点を有しない日本企業がこのような「重大市民災害」の類型で重大災害処罰法の対象となるリスクは現実的なものといえるでしょう。

- 重大災害処罰法違反のペナルティとして、まずは民事上の損害賠償請求が考えられ、被害者やその遺族は外国企業を裁判で訴えることができます。他方、刑事処罰に関しては、実務的にみれば、外国にいる経営責任者を韓国に召喚する、または外国にある会社を訪問して捜査を行うことは困難であるため、警察や検察などの捜査機関が外国法人および外国法人の経営責任者に対しては重大災害処罰法違反の捜査を積極的に行わない可能性は事実上あるものと思われます。しかし現時点ではまだ外国法人やその経営責任者を立件した実例が乏しいため今後の運用を注意深く見守る必要があります。

Q. 重大災害処罰法に関し、韓国に拠点を有しない日本企業が注意すべき点は何か？

A. 自社の扱う原料または製造物が韓国国内で災害を引き起こす可能性を冷静に検討した上、リスクがあると判断した場合は、事故発生防止のために積極的な措置を行う必要があります。具体的には、重大災害処罰法が経営責任者に対して課している安全保健確保義務の措置が取られているかを管理・点検し、不十分な部分を補完していくと同時に、安全保健管理システムを持続的にモニタリングすることによって企業内の安全文化を定着させることが重要です。また、経営責任者としては、その過程で安全保健確保義務に関する各事項の点検および報告を定期的に受け、不十分な事項に対しては積極的に改善を指示する必要があります。仮にこ

のような対応を取らずに韓国で事故が発生した場合、上記の損害賠償責任や刑事処罰のリスクが高まるため、事前の対応が肝要です。